

12月3日(月)～9日(日)は

障害者週間です

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められています。



ヘルプマークをご存知ですか？



滋賀県では平成29年度からヘルプマークを配布しています。ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

このマークを身に着けた人を見かけた時には電車・バスでは席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動を心がけていきましょう。

ヘルプマークの配布を希望する人は、[問](#)までお越しください。



[問](#) 社会福祉課(東庁舎) ☎71・2364 ☎72・3788

障がい者虐待を防ぎましょう

障がい者が虐待によって、権利や尊厳をおびやかされることを防ぐために障害者虐待防止法が制定されています。障がい者への虐待に対しては法的な措置がとられるほか、一人ひとりの虐待防止への正しい理解と行動が求められています。

障がい者に対する虐待

身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける
- ・ 熱いものや辛い物を無理やり食べさせる
- ・ 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る

性的虐待

- ・ 性的暴力、性的行為の強要
- ・ わいせつな映像を見せる
- ・ 裸にする、わいせつな言葉を発する

心理的虐待

- ・ 「バカ」「アホ」など侮辱する言葉を浴びせる
- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・ 差別的な扱いをして自尊心を傷つける

ネグレクト

- ・ 食事を与えない
- ・ 必要な治療や衛生管理(通院、着替え、入浴、掃除など)を怠る
- ・ 学校へ行かせない

経済的虐待

- ・ 給料を規定通り支払わない
- ・ 障害年金を渡さない
- ・ 預貯金を本人の意思に反して使用する

虐待をしていても本人にその自覚がなかったり、障がい者自身が申し出ないケースも珍しくありません。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、通報をする義務があります。通報者の秘密は守られますので迷わずに通報・相談してください。

[問](#) 湖南市障がい者虐待防止センター(社会福祉課)(東庁舎)

☎71・2364 ☎72・3788

